



自転車の交通ルール

自転車は手軽で大変便利な乗り物ですが、その一方で交通ルールの軽視や無謀な運転が問題となっているほか、自転車が加害者となる交通事故も発生しています。

自転車は車両（軽車両）です。交通ルールを遵守し、相手を傷つけない、自分も傷つかない、思いやりを持った安全な運転を心がけましょう！

自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では
信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



※ 令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

京都府警察

※ 当資料では、「道路交通法」、「道路交通法施行令」等の各条や罰金を逐一記載していません。

※ 本文中の「道路交通法」、「道路交通法施行令」、「道路交通法施行規則」、「京都府道路交通規則」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」をそれぞれ次のように略しています。

「道路交通法」…法 「道路交通法施行令」…令 「道路交通法施行規則」…規

「京都府道路交通規則」…府規 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」…府条

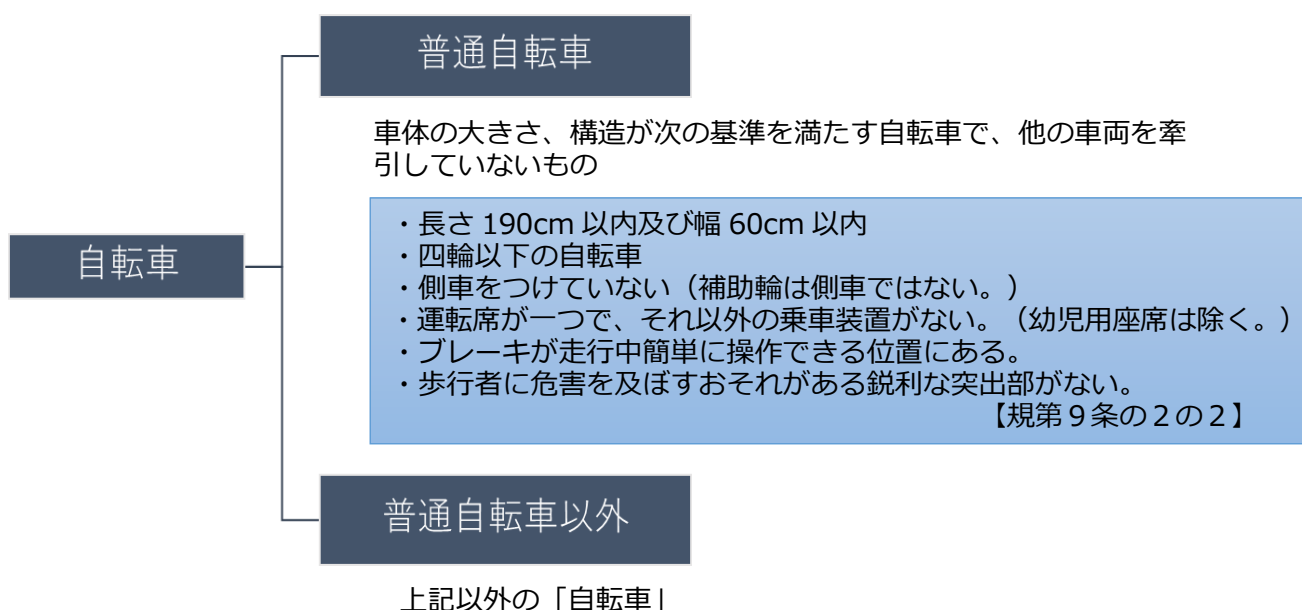
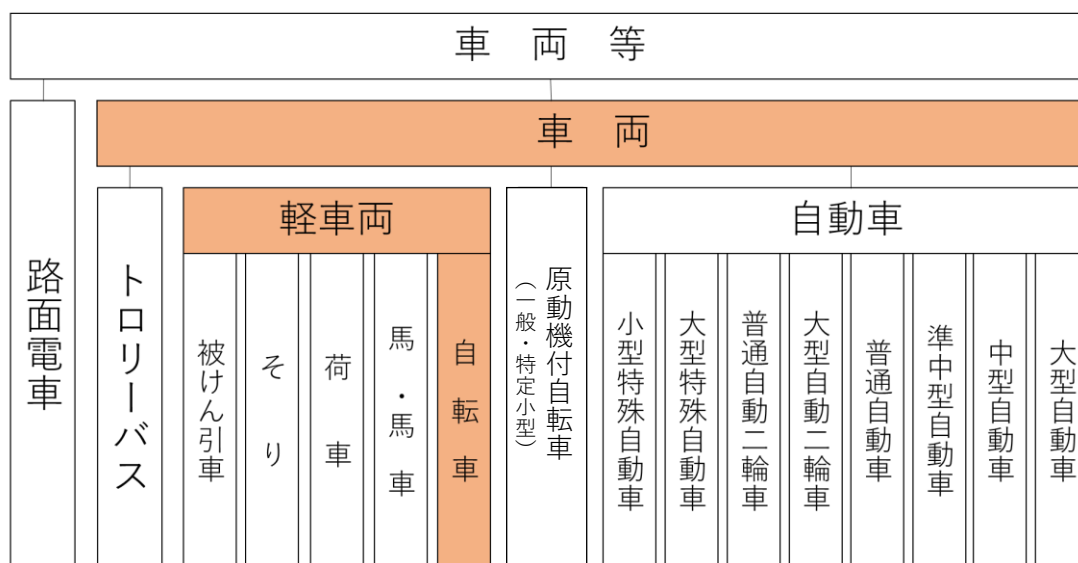


自転車とは

道路交通法上、自転車は軽車両とされています。

また、自転車のうち、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両（リヤカー等）を牽引していないものを普通自転車といいます。

【道路交通法第 63 条の 3】



自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



● 車道通行の原則

自転車は、車と同じ「車両」の一種とされているため、「歩道や路側帯」と「車道」の区別がある道路では、「車道」を通行しなければなりません。

【法 17 条第 1 項】

この時、

「歩道や路側帯」と「車道」の区別がある道路…「車道」の左端
「歩道や路側帯」がない道路 …道路の左端

【法 17 条第 4 項】

【法 18 条第 1 項】

に寄って通行しなければなりません。

○ 自転車道がある場合

【法 63 条の 3】

普通自転車は、自転車道を通行しなければなりません。

※普通自転車以外の自転車の自転車道通行

【法 17 条第 3 項】

二輪または三輪の自転車、長さ 190 cm 以内・幅 60 cm 以内の四輪
以上の自転車は、自転車道を通行することができます。
(側車付きのもの及び他の車両をけん引しているものを除く。)

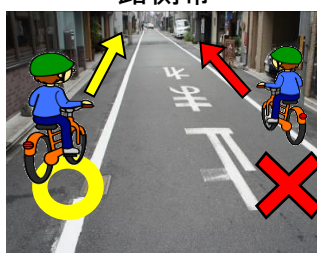
○ 路側帯がある場合

【法 17 条の 2 第 1 項】

自転車は、道路の左側に、歩道の代わりに「路側帯」があるときは、その路側帯を通行することができます。

ただし、著しく歩行者の通行を妨げる場合や、白の実線 2 本で示された「歩行者用路側帯」は通行することができません。

路側帯



白の実線 1 本

駐車禁止路側帯



白の実線と破線

歩行者用路側帯



白の実線 2 本

○ 普通自転車専用通行帯がある場合

【法 20 条第 2 項】

車道に、「普通自転車専用通行帯」が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。



<道路標識>



<左側通行>

【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



● 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、普通自転車については

- ・ 道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされているとき



<道路標示>



<道路標識>

- ・ 普通自転車の運転者が、70歳以上の人や13歳未満の子供、身体の不自由な人であるとき
 - ・ 車道又は交通の状況に照らして普通自転車の通行の安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき
- には、歩道を通行することができます。

【法 63 条の 4 第 1 項】

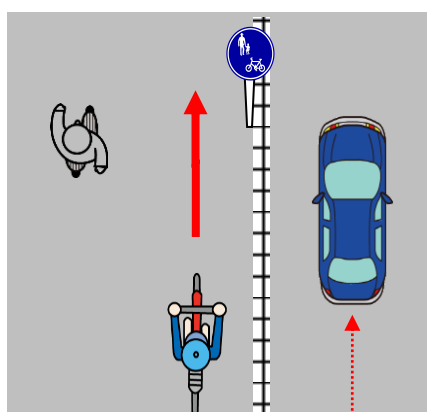
【令 26 条】

普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければいけません。道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（＝普通自転車通行指定部分）があるときは、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません。

【法 63 条の 4 第 2 項】

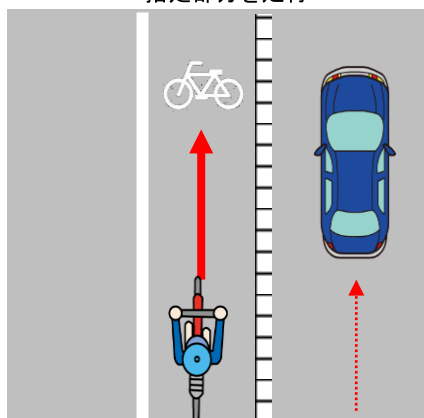
また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止をしなければなりません。歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。（普通自転車通行指定部分のみ。）

歩道の車道寄りを走行



<歩道> <車道>

普通自転車通行指定部分がある場合は
指定部分を走行



<歩道> <車道>

【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

自転車安全利用五則 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



● 信号は必ず守る

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

【法 7 条】

○ 従うべき信号

- ・ 車道を通行する場合は、車両用信号機（図①）
- ・ 横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機（普通自転車に限る）（図②）
- ・ 「歩行者・自転車専用」「自転車専用」「軽車両専用」と表示されている信号機がある場合はその信号機（図③）

○ 自転車に対する信号機の意味

	青色	黄色	赤色
車両用信号機の灯火	直進・左折 することができる	停止位置を越えて 進行してはならない	停止位置を越えて 進行してはならない
歩行者・自転車専用信号 機の灯火	直進・左折 することができる	青色点滅 横断を始めてはなら ない	横断を始めたり、 停止位置を越えて 進行してはならない
歩行者用信号機の灯火 （普通自転車のみ）	横断歩道において 直進・左折 することができる	青色点滅 横断歩道を横断し始 めてはならない	横断歩道を 横断し始めてはなら ない

【令 2 条第 1 項
第 4 項及び第 5 項
抜粋】

【法 4 条第 4 項】

○ 自転車の横断方法

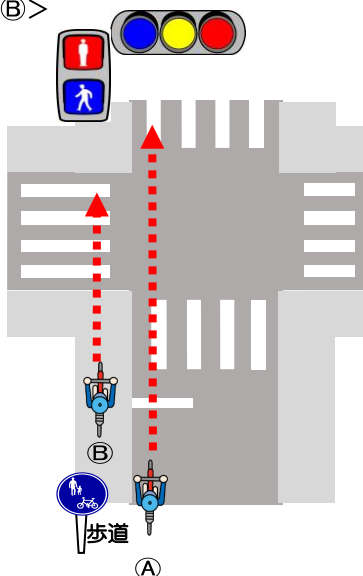
- ・ 自転車横断帯があるとき… 自転車は、自転車横断帯を通って横断しなければなりません。
- ・ 自転車横断帯がないとき… 自転車も、横断歩道を通ることができますが、横断歩道は、原則、歩行者が道路を横断するためのもので、横断中の歩行者がいないときなど、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合を除き、自転車に乗ったまま横断歩道を通行してはいけません。

【法 63 条の 6 及び

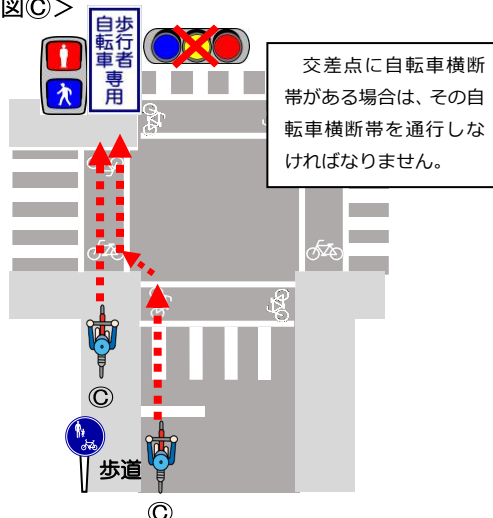
7 第 1 項】

【交通の方法に関する
教則第 3 章第 2 節
1 (5)】

<図①②>



<図③>



【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

自転車安全利用五則 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



● 交差点では一時停止と安全確認

自転車は、交差点に入ろうとするとき及び交差点を通行するときは、「交差道路を通行する車両等」、「反対方向からくる右折車両等」、「横断歩行者」に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

【法 36 条第 4 項】

○ 一時停止の道路標識のある交差点

【法 43 条】

一時停止標識のある場所では、一時停止をしなければなりません。

この場合

- ・ 停止線がある場合…停止線の直前
- ・ 停止線がない場合…交差点の直前



で停止し、左右から通行してくる車両等がないことを確認してから通行しなければなりません。

○ 見通しの悪い交差点では「徐行」

【法 42 条】

見通しの悪い交差点を通行するときは、すぐに止まれるような速度で慎重に進行しましょう。

【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

自転車安全利用五則

3 夜間はライトを点灯



● 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間、自転車に乗るときは必ずライト（前照灯）を点灯しましょう。また、ライト（前照灯）と、尾灯又は反射器材を備えていない自転車は運転してはなりません。

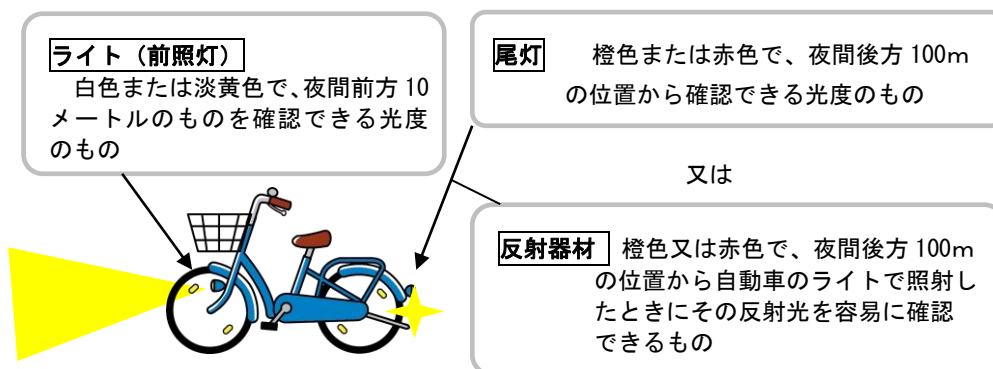
【法 52 条第 1 項】

【令 18 条第 1 項
第 5 号】

【府規 8 条】

【法 63 条の 9 第 2 項】

【規 9 条の 4】



【罰則】 5 万円以下の罰金



● 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは非常に危険で自動車の場合と同じく禁止されています。



【法 65 条第 1 項】

酒に酔った状態で運転した場合

【罰則】 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

酒気を帯びた状態で運転した場合

【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

また、酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれのある者に自転車を提供してはいけません。



【法 65 条第 2 項】

【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したり、運転者が酒気を帯びていることを知りながら車両に同乗することも禁止されています。



【法 65 条第 3 項】

【法 65 条第 4 項】

【罰則】 2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金



● ヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合には、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。



【法 63 条の 11】

※ 京都府では、自転車同乗未就学児の安全確保を図るため、自転車利用者は、道路において小学校就学の始期に達するまでの者を自転車の幼児用乗車装置に乗車させるときは、当該者に乗車用ヘルメットをかぶらせなければなりません。

【府条 12 条第 1 項】



【罰則】 なし

注目： 令和 4 年 4 月 27 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務が規定されました。（施行日：令和 5 年 4 月 1 日（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定））

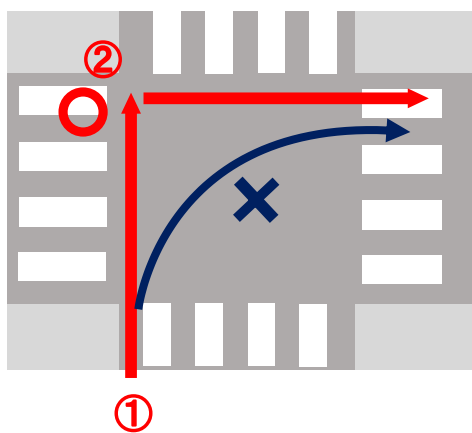
● 左折又は右折の方法

- 左折…あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。
- 右折…下の図のように
 - ①あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、
 - ②交差点の側端に沿って徐行しなければいけません。

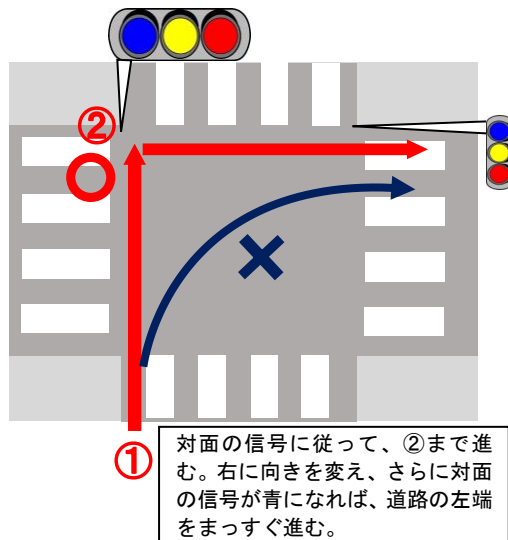
【法 34 条第 1 項】

【法 34 条第 3 項】

信号機のない交差点の右折



信号機のある交差点の右折



【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

● 進路変更の禁止

自転車は、後方からくる車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるようなときは、その進路を変更してはいけません。
進路変更をするときは、後方の安全確認をしましょう。

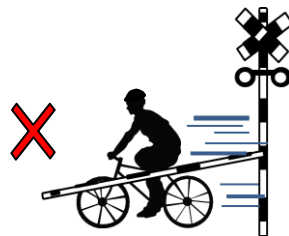
【法 26 条の 2 第 2 項】

【罰則】 5 万円以下の罰金

● 踏切の通過

自転車は、踏切を通過しようとするときは踏切の直前で停止し、かつ、安全を確認しなければいけません。

踏切を通過しようとするときに、遮断機が閉じようとし若しくは閉じている間又は踏切の警報器が警報している間は、その踏切に立ち入ってはいけません。



【法 33 条第 1 項】

【法 33 条第 2 項】

【罰則】 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

その他のルール



● 警音器の使用

自転車は、左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかないまがりかど等であって、道路標識等により指定された場所を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければいけません。

【法 54 条第 1 項】

上記のような場合以外には、警音器を鳴らしてはいけません。（危険を防止するためやむを得ないときを除く）

【法 54 条第 2 項】

【罰則】 5 万円以下の罰金等

● 携帯電話使用等

自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンで通話をしたり、画像を注視してはいけません。

【法71条第5号の5】



交通の危険を生じさせた場合

【罰則】 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

手で携帯電話を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

【罰則】 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

● 視野を妨げたり、安定を失ったりする運転

○ イヤホンやヘッドホンで音楽等を聴きながら

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示などの必要な音や声が聞こえない程度の音量で、イヤホンやヘッドホンを使って音楽などを聴きながら自転車を運転してはいけません。

【法71条第6号】
【府規12条第12号】

※ 自転車利用者の責務として、携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転しないなど自転車の安全利用に努めなければならない。

【府条 3 条第 1 項第 2 項】

○ 傘をさしながら

傘をさしながら自転車を運転してはいけません。
ただし、交通の極めて閑散な道路において自転車を運転する場合にあってはこの限りではない。



【法71条第6号】
【府規12条第9号】

【罰則】 5 万円以下の罰金

● 「あおり運転」(妨害運転)の禁止

「あおり運転」(妨害運転)は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

【法117条の2の2
第1項第8号】

自転車も、他の車両等の通行を妨害する目的で、
通行区分、急ブレーキの禁止、車間距離の保持、
進路の変更の禁止、追越しの方法、
警音器の使用等安全運転の義務（幅寄せ）

の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となります。 ※ 不要な急ブレーキなど



【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

その他のルール



● 二人乗りは禁止

自転車の二人乗りをしてはいけません。バランスを崩しやすく、非常に危険です。

【法 55 条第 1 項抜粋】

※ ただし

- ① 16 歳以上の者が、幼児 1 人を幼児用座席に座らせる、又は、背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
- ② 幼児 2 人同乗用自転車で幼児 2 人を幼児用座席に座らせる場合
- ③ 16 歳以上の者が幼児 1 人を幼児 2 人同乗用自転車の幼児用座席に座らせ、かつ、幼児 1 人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合は、この限りではない。

【法 57 条第 2 項抜粋】

【府規 9 条第 1 項
第 1 号ア(ア)、(イ)
及び(ウ)】

16歳以上の運転者が 幼児を自転車に乗せる場合

- ・ 幼児用座席に乗せる場合→ 小学校就学の始期に達するまで
- ・ ひもなどで背負う場合→ 6 歳未満

< 幼児 1 人に乗せる場合 >

①



幼児用座席に乗せる



ひもなどで背負う

抱っこはダメ!



< 幼児 2 人に乗せる場合 >

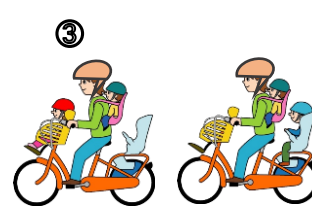
※ 幼児 2 人同乗用自転車に限りです。

②



前後の幼児用座席に
1 人ずつ乗せる

③



幼児用座席に 1 人乗せ、かつ、
1 人をひもなどで背負う

【罰則】 5 万円以下の罰金等

● 並進は禁止

自転車が 2 台以上並んで走ると、幅をとることとなり、他の交通にとって危険であるため、並進は禁止されています。

【法19条】

ただし、「並進可」の標識がある場所では、普通自転車は、2 台まで並進できます。

【法63条の5】

【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

● 交通事故の場合の措置

交通事故を起こしたときは、自転車の運転者は直ちに自転車の運転を停止し、負傷者を救護して、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

【法72条第 1 項前段】

また、直ちに警察に事故の内容を報告しなくてはなりません。

【法72条第 1 項後段】

【罰則】 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金等



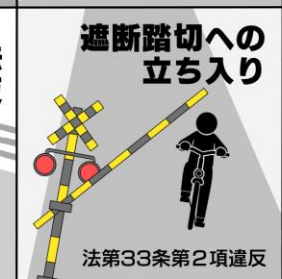
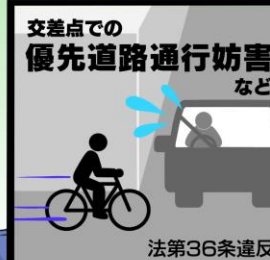
自転車の危険行為 16項目

危険行為を3年間に2回以上繰り返すと、
自転車運転者講習の受講が命じられます！

受講を命じられてから
3か月以内の指定された期間に
講習（違反者の特性に応じた
個別指導を含むもの）
を受けなければならない！

命令に従わず、講習を受けなかった場合、
5万円以下の罰金！

講習時間 **3時間**
講習手数料 **6,150円**





○ こんな自転車事故が発生しています！

神奈川県で、女子大学生がスマートフォンを操作しながら電動自転車を運転し、歩行者と衝突。歩行者は脳挫傷などの障害を負い死亡しました。

この交通事故で、大学生に対し、禁固2年、執行猶予4年の有罪判決が出ました。

茨城県で、男子大学生が無灯火で、スマートフォンを見ながらマウンテンバイクを運転し、歩行者と衝突。歩行者は頭を強く打って死亡しました。

この交通事故で、大学生は重過失致死の疑いで書類送検されました。

自転車も事故を起こせば非常に重い責任が課せられます。「自転車だから大丈夫。事故を起こしても大事には至らない。」などということは決してありません。道路交通法上、自転車は車両（軽車両）として位置づけられています。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者に対して、刑事上の責任と民事上の損害賠償責任が発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

○ 自転車での加害者事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）
6,779万円	男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成15年9月30日判決）
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成19年4月11日判決）
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62歳）の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成17年9月14日判決）

(※) 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。

自転車保険に加入しましょう！

～京都府内では自転車保険の加入が義務化されています～